

市の定める基準等に位置付けられている
主な研修について〔令和6年度義務化対応版〕

サービス区分		研修内容					
		虐待防止	身体的拘束等適正化	業務継続	感染症食中毒予防	事故防止	従業者等資質向上
居宅サービス・介護予防サービス	訪問介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 訪問入浴介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 訪問看護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 訪問リハビリテーション	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 居宅療養管理指導	① 新		① 新	① 新		○
	通所介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 通所リハビリテーション	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 短期入所生活介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 短期入所療養介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	② 新	② 新	② 新	② 新		○
	(介護予防) 福祉用具貸与	① 新		① 新	① 新		○※1
	特定(介護予防) 福祉用具販売	① 新		① 新	① 新		○※1
居宅介護支援・介護予防支援		① 新		① 新	① 新		○
地域密着型(介護予防)サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	① 新		① 新	① 新		○
	夜間対応型訪問介護	① 新		① 新	① 新		○
	地域密着型通所介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 認知症対応型通所介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	② 新	② 新	② 新	② 新		○
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○
	地域密着型特定施設入居者生活介護	② 新	② 新	② 新	② 新		○
	看護小規模多機能型居宅介護	① 新		① 新	① 新		○
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○
介護老人保健施設	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○	
介護療養型医療施設	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○	
介護医療院	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○	
養護老人ホーム	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○	
軽費老人ホーム	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○	
有料老人ホーム	①	①	①	①	①	①※2 新	

①…年1回以上 ②…年2回以上 新…新規採用時には必ず ○…事業所内外の研修への参加の機会を計画的に確保すること

※1 福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。

※2 特に生活相談員及び直接処遇職員に対する高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について行うこと。

このほか、各加算の算定要件にかかる研修について実施してください。

介護保険サービスの医療費控除の取り扱いについて

介護保険におけるサービス類型		サービス分類	利用（入居）者の自己負担額が医療費控除の対象か対象外か			
			医療系サービスも利用するとき		単独で利用するとき	
			介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価	介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価以外	介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価	介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価以外
居宅サービス・ 介護予防サービス・ 第1号事業	(介護予防) 訪問看護 ※医療保険各法の訪問看護を含む	医療系	対象(自己負担額)			
	(介護予防) 訪問リハビリテーション		対象(自己負担額)			
	(介護予防) 居宅療養管理指導		対象(自己負担額・食費)			
	(介護予防) 通所リハビリテーション	福祉系	対象(自己負担額・居住費・食費)			
	(介護予防) 短期入所療養介護		対象(自己負担額)			
	訪問介護（生活援助中心型を除く）		対象 (自己負担額)	対象 (自己負担額の 10%)	対象外	
	第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当事業に限る)					
	(介護予防) 訪問入浴介護		対象 (自己負担額の10%)	対象外	対象外	
	通所介護					
	第1号通所事業(介護予防通所介護相当事業に限る)		対象外			
	(介護予防) 短期入所生活介護		対象外			
	訪問介護（生活援助中心型）		対象外			
	(介護予防) 特定施設入居者生活介護		対象外			
(介護予防) 福祉用具貸与	対象外					
特定（介護予防）福祉用具販売	対象外					
地域密着型 （介護予防）サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （一体型事業所で訪問看護を利用する場合）	医療系	対象(自己負担額)			
	看護小規模多機能型居宅介護	福祉系	対象(自己負担額)			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所の場合）		対象 (自己負担額)	対象 (自己負担額の 10%)	対象外	
	夜間対応型訪問介護					
	地域密着型通所介護		対象 (自己負担額の10%)	対象外	対象外	
	(介護予防) 認知症対応型通所介護					
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護		対象外			
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護		対象外			
	地域密着型特定施設入居者生活介護		対象外			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （地域密着型介護老人福祉施設）		対象((自己負担額・居住費・食費)の2分の1)			
施設サービス	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	施設	対象(自己負担額・居住費・食費)			
	介護老人保健施設		対象(自己負担額・居住費・食費)			
	介護療養型医療施設		対象(自己負担額・居住費・食費)			
	介護医療院		対象(自己負担額・居住費・食費)			

※自己負担額とは、介護サービス費用に係る自己負担額です。特別な居住費や食費、その他日常生活費は医療費控除の対象になりません。

【参考：厚生労働省Q & Aより抜粋】

(問) 1回の訪問介護において、身体介護と生活援助を組み合わせる場合の医療費控除は、どのように取り扱うか。

(答) 1回の訪問介護において、生活援助加算を加算して算定する場合（身体介護に引き続き生活援助を行った場合）は、1回の訪問介護に係る自己負担額が医療費控除の対象になります。

(問) 介護職員処遇改善加算について、訪問介護において身体介護と生活援助を組み合わせる場合の医療費控除は、どのように取り扱うか。

(答) 介護職員処遇改善加算についても、**生活援助中心型に係る訪問介護費を除き算定した介護処遇改善加算に係る自己負担額が、医療費控除の対象**になります。

【関係通知・Q & A】

①介護保険制度下での居宅サービスの対価にかかる医療費控除の取扱いについて（平成12年6月1日老発第509号）

H18.12.1、H25.1.25（介護最新情報vol.307）、H28.10.3（介護最新情報vol.565）の事務連絡で改正あり

②介護保険制度下での介護サービスの対価にかかる医療費控除の取扱いに係る留意点について（平成12年11月16日老振第73号）

平成17年老振第1219001号、平成18年老振第1201001号、平成30年老振第0928第2号・老老発0928第3号（介護最新情報vol.682）で改正あり

③Q & A（介護最新情報vol.128、介護最新情報vol.307）

